

議案第 1 号

平成 30 年度介護保険・高齢者福祉の主な事業計画について

I 介護保険関係（介護保険特別会計） 4,518,601 千円

介護を必要とする本人やその家族の負担を社会全体で支えあうために平成 12 年度に創設された介護保険制度は、高齢化の進行に伴い、サービス利用者、利用料ともに年々増加している。

今後ますます進行する高齢化対策として、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して生活を営むことができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの 5 つのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要である。

こうした状況を踏まえ、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間の計画期間とする高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画を策定したことから、その計画に基づき、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現などを図る取組を行っていく。

II 高齢者福祉事業関係 826,812 千円

引き続き敬老祝金の支給事業等を実施するとともに、介護保険制度を補完する事業として、高齢者日常生活用具等給付事業等を実施する。

また、介護人材不足解消に向けた介護従事者確保事業を継続して実施する。

1 介護保険特別会計繰出金（継続）

介護保険特別会計へ繰出金（介護給付費、事務費等）を支出する。

2 大船渡市シルバー人材センター補助金交付事業（継続）

高齢者の福祉の増進と活力ある地域社会づくりに寄与するため、公益社団法人大船渡市シルバー人材センターに運営費を助成し、高齢者の就業機会の拡大を図る。

3 敬老祝金支給事業（継続）

88 歳到達者及び 100 歳到達者に対し、長寿を祝い、祝金を支給する。

4 敬老会開催補助金交付事業（継続）

敬老会を開催する各地区公民館等に対し 75 歳以上の高齢者 1 人あたり 1,500 円の助成を行う。

5 高齢者日常生活用具等給付事業（継続）

ひとり暮らし高齢者等へ日常生活用具等を給付し、自立と災害防止に努める。

〔給付品目〕火災警報器、自動消火器、電磁調理器

6 老人クラブ育成補助金交付事業（継続）

市老人クラブ連合会及び市内単位老人クラブに対して補助金を交付し、地域での社会参加活動やクラブ相互の交流促進を図る。

7 老人保護措置事業（継続）

自宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置する。

8 老人福祉施設整備費補助金事業

民間事業者が行う介護施設の開設に係る準備経費に対し補助金を交付し、介護を要する高齢者等の受入先となる介護施設等の整備を支援する。

9 地域支え合い体制づくり事業（継続）

応急仮設住宅に入居する独居高齢者等を対象とした緊急通報装置の貸与を行う。
避難行動要支援者に係る台帳システムの更新を行う。

10 高齢者・障がい者にやさしい住まいづくり推進事業（継続）

日常生活に支障のある要介護認定を受けた高齢者等の住宅の改善に要する経費に対して、補助金を交付し、在宅福祉の向上を図る。（1件あたり限度額 40万円）

11 生活支援ショートステイ事業（継続）

社会適応が困難な高齢者（要支援・要介護認定者を除く）を特別養護老人ホームなどに一時的に入所させ、生活習慣などを指導するとともに、体調調整を図り、要介護状態への進行を予防する。（入所期間は原則として7日以内、1日あたり 430円）

12 訪問理美容サービス助成支援事業（継続）

心身の障害、疾病等により、理美容院に出向くことが困難な高齢者に対して、訪問理美容のサービスを利用した者に料金の一部を助成する。（1件 2,000円）

13 社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業（継続）

低所得で特に生活が困難である者に介護保険サービスの提供を行なった社会福祉法人等に対し、減免した利用者負担分の一部を給付し、介護保険サービスの利用促進を図る。

14 支えあいまちづくり事業（継続）

地域サロン事業、住民支えあいマップ作成事業、見守り事業等を社会福祉協議会に委託して実施し、地域福祉の向上を図る。

15 介護従事者確保事業（継続）

介護や介護の仕事に対する理解を深めてもらうため、地域住民や中高校生を対象とした介護に関する講座及び介護施設での職場体験事業を実施する。

また、平成30年度は、新たに、介護事業者を対象とした外国人雇用関係の制度や職場の環境の整備・改善などについての研修会を実施する。

平成 30 年度地域包括ケア推進室及び地域包括支援センター等の 主な事業計画について

地域包括支援センターは、住民の心身の健康の保持及び生活の安定、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間は、高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築と新しい介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備、及び認知症総合支援事業に取り組んでいく。

I 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進していく。

1 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者や事業対象者に対し、要介護状態の軽減や悪化防止を目的にケアマネジャーによる介護予防ケアマネジメントを行い、本人の自立支援につなげる。

また、通所サービス資源が少ない現状で、多様なサービスを充実させることにより、地域の支えあいの体制づくりを推進する。

(2) 一般介護予防事業

住民主体の通いの場が、人と人とのつながりを通じて、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、継続的に充実・拡大していくよう、地域づくりと自立支援に資する取組を推進する。

また、介護予防の普及啓発に努め、要介護状態等になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の構築を目指す。

① 介護予防把握事業

介護予防把握事業：65 歳以上の要支援・要介護認定を受けていない人、認定後サービスを利用していない高齢独居者・高齢者世帯を訪問する。

対象地区：末崎・三陸町越喜来地区

② 介護予防普及啓発事業

・元気アップ↑教室

11回コース，10会場，6つのプログラムで実施する。

- ・湯っこで健康づくり事業

農協へ委託，年間10回開催予定。温泉を活用したミニデイサービス事業。

- ・高齢者ふれあい活動事業

食生活改善推進員団体連絡協議会へ委託して実施する。地域での食による介護予防の実践を支援する。

※各種介護予防教室等は随時開催

③ 地域介護予防活動支援事業

- ・介護予防ボランティア養成講座

介護予防活動を地域において実践する「介護予防ボランティア」を養成し、地域住民の主体的な介護予防活動の推進に資する。

- ・サロン等講師派遣事業

サロン等の自主グループ活動に講師を派遣し、その活動を支援する。

- ・高齢者交流サロン運営事業

高齢者の積極的な社会参加、住民主体の通いの場の確保、介護予防を目的に補助金を交付する。

※地域の自主活動への支援，協力を随時対応

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業

地域包括支援センターと市内4箇所在宅介護支援センターに相談窓口を設置する。

地域における関係者とのネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる等の支援を行う。

(2) 権利擁護事業

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者に、専門的・継続的な視点から権利擁護のため必要な支援を行う。

成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止等に対応する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

適正なサービスの提供と関係職種との連携を深めることを目的に、介護保険事業者連絡会議や主任介護支援専門員間での打合せ、地域ケア個別会議を開催し、地域における連携・協働の体制づくりやケアマネジャーへの支援等を行う。

また、介護職の質の向上のため、事例検討会や研修会を開催する。

3 任意事業

介護保険事業の運営の安定化を図り、要支援・要介護者並びにその介護者に対し地域の実情に合わせた支援を実施する。

(1) 介護給付適正化事業

介護の適切なサービスの確保とその費用の効率化を図ることを目的に、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、介護給付費通知、縦覧点検、医療情報との突合などを行う。

(2) 家族介護用品支給事業

在宅の重度要介護者(要介護4又は5と認定されたもの)の介護を行っている市民税非課税世帯の家族に対し、経済的負担の軽減及び重度要介護者の在宅生活の継続並びに向上を図ることを目的に、介護用品を支給する。

支給する介護用品は、紙おむつ、平おむつ及び尿取りパットで、重度要介護者1人につき年額50,000円以内の現物支給。

(3) 家族介護慰労手当支給事業

在宅の重度要介護者(要介護4又は5の重度要介護者)等の介護を行っている市民税非課税世帯の家族に対し、経済的負担の軽減及び重度要介護者等の在宅生活の継続並びに向上を図ることを目的に、家族介護慰労手当を支給する。(重度要介護者等1人当たりその年度の上半期(4～9月)、下半期(10～3月)の各期間ごとに50,000円)

(4) 住宅改修理由書作成事務費補助金交付事業

指定居宅介護支援事業所が居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者の住宅改修理由書の作成に関する事務を行う場合に要する経費に関し、理由書作成1件につき2,000円を交付する。

(5) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な高齢者について、配偶者または2親等内の親族による申立の可能性がない場合に、市長による申立を行う。また、そのうち生活保護法に規定する被保護者等に対し、成年後見人等の報酬に係る費用を助成する。

(6) ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業

65歳以上の市民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者等に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行うため、緊急通報装置を貸与する。

4 包括的支援事業(社会保障充実分)

(1) 生活支援体制整備事業

平成30年度も地区版の地域助け合い協議会の立ち上げ・運営等に向けた活動支援に重点を置くこととし、生活支援コーディネーターの資質向上を目的とした情報交換会を継続して開催する。

また、地域助け合い創出研究会を3回程度開催し、地区から出てきた課題等については、とりまとめ後、大船渡市地域助け合い協議会(市版)にて報告及び協議を行うとともに、大船渡市地域包括ケア推進本部において全庁的に情報共有を図ることとする。

なお、大船渡市地域助け合い協議会(市版)、大船渡市地域包括ケア推進本部会議とも年3回程度の開催予定とする。

(2) 認知症総合支援事業

・認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」により、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

・認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うとともに、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

認知症ケアパスの普及・啓発

認知症予防教室、認知症講演会

介護予防教室(市内10会場)、地域での認知症講話

認知症サポーター養成講座、孫世代のための認知症講座

認知症にやさしい地域づくり事業(認知症カフェ等への支援)

認知症カフェ運営事業(運営経費の助成)

気仙地区高齢者等SOSネットワークシステムの利用促進

認知症の人と家族の会への協力

(3) 在宅医療・介護連携推進事業

国が示している8つの取組の実施に向け、医療・介護関係者での研修会や事例検討を実施する。そこから抽出された医療・介護連携の課題について対応策を検討し、さらに関係職種の連携体制を構築する。

また、作成した在宅医療パンフレットを活用し、在宅医療について住民への普及啓発を行う。

(4) 地域ケア会議推進事業

高齢者の個別課題の解決と介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント力向上を目的として、困難事例等の個別ケースに対し、関係職種で課題解決方法を検討する地域ケア個別会議を開催し、適切な支援手法を学ぶ機会を提供する。

また、地域に共通する課題を明確にし、医療・介護等の多職種が協働して地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりに向けた地域ケア推進会議を開催する。

II 介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

介護認定結果、「要支援1」・「要支援2」と認定、または基本チェックリスト実施により事業対象者となった高齢者に、地域包括支援センター及び指定居宅介護支援事業所でケアプランを作成し、適正な介護予防サービスまたは介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス・通所型サービス）を提供するための介護予防ケアマネジメントを実施する。

ケアマネジメント区分

サービス区分	利用するサービスの種類	会計区分
介護予防・生活支援サービス	訪問型サービス・通所型サービスのみ	保険事業勘定(地域支援事業費)
介護予防サービス	介護予防サービスのみ	介護サービス事業勘定
	訪問型サービス・通所型サービスと介護予防サービス	

III 地域包括支援センターの職員体制

- <室長> 地域包括ケア推進室長（生活福祉部長）
- <次長> 地域包括ケア推進室次長（長寿社会課長）
- <主幹> 主幹 2名（主任介護支援専門員1、保健師1）
- <係長> 地域包括ケア推進室 2名（保健師1）
- <係員> 保健師 1名、社会福祉士 2名、非常勤職員 9名

※長寿社会課の職員（兼務）6名

課長補佐1名、係長1名、主査1名、主任2名、主事1名

議案第3号

平成30年度介護保険特別会計（地域支援事業）歳入歳出予算書

【歳入】

1. (款) 保険料

1. (項) 介護保険料

(単位：円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1. 第1号被保険者保険料	41,491,000	41,597,000	△ 106,000	地域支援事業分
計	41,491,000	41,597,000	△ 106,000	

3. (款) 国庫支出金

2. (項) 国庫補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	25,253,000	28,384,000	△ 3,131,000	現年度分
3. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	32,360,000	29,454,000	2,906,000	現年度分
計	57,613,000	57,838,000	△ 225,000	

4. (款) 支払基金交付金

1. (項) 支払基金交付金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
2. 地域支援事業支援交付金	27,274,000	31,790,000	△ 4,516,000	現年度分
計	27,274,000	31,790,000	△ 4,516,000	

5. (款) 県支出金

3. (項) 県補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	12,626,000	14,191,000	△ 1,565,000	現年度分
2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	16,180,000	14,726,000	1,454,000	現年度分
計	28,806,000	28,917,000	△ 111,000	

7. (款) 繰入金

1. (項) 一般会計繰入金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
2. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	12,626,000	14,191,000	△ 1,565,000	現年度分
3. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	16,180,000	14,726,000	1,454,000	現年度分
計	28,806,000	28,917,000	△ 111,000	

歳入総合計	183,990,000	189,059,000	△ 5,069,000	
-------	-------------	-------------	-------------	--

【歳出】

4. (款) 地域支援事業費

1. (項) 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位:円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	79,881,000	90,764,000	△ 10,883,000	訪問型・通所型サービス費負担金 等
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	8,077,000	8,354,000	△ 277,000	人件費、委託料(介護予防ケアマネジメント) 等
計	87,958,000	99,118,000	△ 11,160,000	

2. (項) 一般介護予防事業費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1. 一般介護予防事業費	12,607,000	13,879,000	△ 1,272,000	人件費、報償費、委託料(湯っこで健康づくり事業ほか)、補助金(地区版地域助け合い協議会高齢者交流サロン運営) 等
計	12,607,000	13,879,000	△ 1,272,000	

3. (項) 包括的支援事業、任意事業費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1. 地域包括支援センター運営事業費	58,817,000	57,518,000	1,299,000	人件費、委託料、賃借料(システム機器)、消耗品費 等
2. 総合相談事業費	4,603,000	4,607,000	△ 4,000	委託料(相談窓口設置・実態把握調査) 等
3. 権利擁護事業費	62,000	62,000	0	消耗品費 等
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	27,000	41,000	△ 14,000	研修旅費、消耗品費 等
5. 任意事業費	8,610,000	7,903,000	707,000	報償費、委託料(ひとり暮らし高齢者等地域生活サポート事業)、扶助費(家族介護用品支給事業) 等
6. 在宅医療・介護連携推進事業費	39,000	63,000	△ 24,000	報償費 等
7. 生活支援体制整備事業費	7,474,000	3,756,000	3,718,000	報酬、研修旅費、委託料(地域助け合い協議会運営事業) 等
8. 認知症総合支援事業費	3,220,000	1,502,000	1,718,000	報償費、研修旅費、補助金 等
9. 地域ケア会議推進事業費	123,000	70,000	53,000	報償費、研修旅費、消耗品費 等
計	82,975,000	75,522,000	7,453,000	

4. (項) その他諸費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1. 審査支払手数料	450,000	540,000	△ 90,000	審査支払手数料
計	450,000	540,000	△ 90,000	

歳出総合計	183,990,000	189,059,000	△ 5,069,000	
-------	-------------	-------------	-------------	--

議案第4号

平成30年度～平成32年度整備分介護サービス施設整備・運営事業者の公募について

大船渡市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、介護サービス施設整備の運営事業者を下記のとおり公募することの承認を求めます。

記

1 整備計画内容

○平成30年度整備計画

種別	整備地区	整備数	定員数	整備方法等
介護老人福祉施設	全域	1箇所	3床増床	・既存施設に増床 ・多床室、ユニット型個室など形態は問わない。
		1箇所	4床増床	

2 施設整備に係る補助等

種別	補助金額（上限）	補助事業名
介護老人福祉施設	1床当たり621千円	介護施設等整備費補助金（県補助）

※ 補助金上限額及び補助事業名は現時点での予定であり、交付要綱等の改正や新たな策定により流動的であることを、あらかじめご承知おき願います。

また、市から県に補助申請後、県においても事業計画が審査されますので、市への応募をもって補助金の交付を受けられることが確約されるものではありません。

※ 今回の選定をもって、補助金の交付対象とすることを保証するものではありませんので、補助金不交付となることも想定し、資金計画の策定にあたっては、これに対応できるよう計画願います。

3 応募事業者の主な資格及び要件等

- (1) 平成30年4月1日時点で大船渡市内に主たる事務所又は事業所を有する法人であること。
※ 法人とは、社会福祉法人、医療法人、株式会社、NPO法人などの法人格を有するものです。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項に定める欠格事項に該当しないこと。
- (4) 厚生労働大臣が定める「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」など、老人福祉法及び介護保険法関係基準を満たしていること。又は事業開始までに当該基準を満たすことが確実であること。

- (5) 施設を整備する土地・建物は、事業運営主体が所有権を有すること、又は、取得が見込まれること、あるいは、賃貸借契約の締結が確実であること。
- (6) 整備計画年度中に事業を完了すること。
- (7) 介護サービス施設の種別ごとに、1法人は1つまでしか応募（提案）できないこととする。
- (8) 運営事業者の最終決定については、大船渡市ささえあい長寿推進協議会並びに大船渡市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会（以下「ささえあい協議会等」という）の意見を踏まえ、大船渡市長が決定することとする。
また、市が必要と認める場合には、ヒアリング及び整備予定地の現地確認を行う。
- (9) ささえあい協議会等における協議の際に、応募した法人から開設提案の内容等について説明（プレゼンテーション等）をしていただく場合がある。
- (10) 応募がない場合及び事業者の決定に至らなかった場合には、応募事業者の範囲を市外の法人まで広げて再度公募を行う場合がある。

4 公募の周知方法

- (1) 市内関係法人等への文書による周知
- (2) 市広報や市ホームページに掲載
- (3) 記事掲載による周知を東海新報に依頼

5 公募期間（予定）

平成30年6月1日から平成30年7月31日